

4 輸国第5910号

関税割当公表第 72 号の 2

令和 5 年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)別表第 1 第 0401.10 号に定義する「その他の乳製品」の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 5 年 4 月 3 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 「その他の乳製品」(関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)別表第 1 第0401.10号、第0401.20号、第0401.40号、第0401.50号、第0403.20号、第0403.90号、第0404.90号、第1806.20号、第1806.90号、第1901.10号、第1901.20号、第1901.90号、第2101.12号、第2101.20号、第2106.10号及び第2106.90号に規定するもの)

ただし、第 5 の 3 に基づく申請に対して割当てを行う物品は、関税率表第19類又は第21類に分類され、全重量に占める割合が水分 3 %未満の乾燥粉末であって、乳脂肪分25%以上40%以下、乳固形分50%以上65%以下、しょ糖50%未満の砂糖を加えたもので、かつ、着香料を加えたものに限る。

(参考) 対象となる輸入統計品目番号(財務省告示)

0401.10-110、0401.20-110、0401.40-110、0401.50-111、0401.50-121、0403.20-110、0403.20-120、0403.90-116、0403.90-117、0403.90-126、

0403.90-127、0403.90-136、0403.90-137、0404.90-111、0404.90-117、
0404.90-121、0404.90-127、0404.90-131、0404.90-137、1806.20-311、
1806.90-311、1901.10-111、1901.10-121、1901.20-111、1901.20-116、
1901.90-131、1901.90-136、2101.12-231、2101.12-236、2101.20-231、
2101.20-236、2106.10-120、2106.10-130、2106.90-111、2106.90-112、
2106.90-124、2106.90-125

2 割当数量<注> 1 3 3，9 4 0 トン

3 通関期限 令和 6 年 3 月 31 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、令和 5 年度の「その他の乳製品」の関税割
当てについて（令和 5 年 3 月 10 日付け 4 輸国第 5591 号関税割当公表第 72
号）による。

<注>本公表による関税割当ては、全乳換算数量により行うものとし、全乳
換算数量は、当該物品の全重量のうちに占める乳脂肪分の割合に 1 5 .
1 2 を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちに占める無脂乳固形分
の割合に 6 . 5 9 を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量
に乗じて得た数量とする。

成 分	係 数
乳 脂 肪 分	1 5 . 1 2
無脂乳固形分	6 . 5 9